

(平成 30 年)配偶者控除・配偶者特別控除の改定対応

平成 30 年 1 月以降の給与より適用される配偶者控除及び配偶者特別控除の制度改正につきまして、関連するメニューの対応を行います。

リリース日：2017 年 11 月 29 日(水)

※ 本書では、制度上「居住者」「所得者」とされる個所を『本人』（＝P B システム上の社員本人）と記載します。

主な改正内容

➤ 源泉所得税（H30 年 1 月以降の給与・賞与計算）

- 【 配偶者に係る扶養親族等の数の数え方 】 が変更になります

配偶者を扶養控除「1 人」と数える条件 【源泉控除対象配偶者】

本 人：合計所得 900 万円以下（＝ 給与等 1,120 万円以下）
配偶者：合計所得 85 万円以下（＝ 給与等 150 万円以下）

配偶者が障害者にあたる場合に「1 人」加算する条件

本 人：所得による条件なし
配偶者：合計所得 38 万円以下（＝ 給与等 103 万円以下）

例＞配偶者が障害者にあたる場合

本人所得 900 万円以下「1 人」に「1 人」加算＝『2 人』
本人所得 900 万円超 「0 人」に「1 人」加算＝『1 人』

➤ 年調年税（H30 年の年末調整）

- 本人の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合は、配偶者控除が適用できなくなります

	従来	H30 年から
本人の合計所得が 1,000 万円超の場合	配偶者控除 ○	配偶者控除 ×
	配偶者特別控除 ×	配偶者特別控除 ×

- 配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が変更になります

配偶者特別控除の対象となる条件

本 人：合計所得 1,000 万円以下
配偶者：合計所得 38 万円超から 123 万円以下

◆ 参考：国税庁 Web サイト

【配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しについて】 <https://www.nta.go.jp/gensen/haigusya/>

(平成 30 年)配偶者控除・配偶者特別控除の改定対応

主な改正関連メニュー

※ いずれも、給与システムの対象年度が「平成 30 年」となった以降の動作変更となります。

➤ 源泉所得税 (H30 年 1 月以降の給与・賞与計算)

社員情報設定 (一人別)

操作手順 : P3

- 選択項目「控除対象配偶者」を『源泉控除対象配偶者』と名称変更
- 配偶者区分の「老人」および「障害者」について、源泉控除対象配偶者＝非該当の場合の制御を解除 (2017/12/13 リリース予定)

給与データ入力

賞与データ入力

操作手順 : P5

- 年間の総支給額が「1,120 万円」を超えたタイミングで、源泉控除対象配偶者を非該当に変更する確認ダイアログを表示

➤ 年調年税 (H30 年の年末調整)

源泉徴収簿入力

操作手順 : P6

- 選択項目「控除対象配偶者」を『源泉控除対象配偶者』と名称変更
- 源泉控除対象配偶者の該当/非該当の設定制限に今回の改正による所得条件を適用 (社員設定にも反映)
- 金額連動項目「配偶者特別控除」を『配偶者 (特別) 控除額』と名称変更し、配偶者控除または配偶者特別控除の金額を連動
あわせて、関連する項目の名称、および連動金額を変更
- 配偶者区分の「老人」および「障害者」について、源泉控除対象配偶者＝非該当の場合の制御を解除 (2017/12/13 リリース予定)

〔 [メンテナンス] — [給与情報] タブ内における各種算出表も更新されます (P10) 〕

(平成 30 年)配偶者控除・配偶者特別控除の改定対応

1. 源泉所得税 (H30 年 1 月以降の給与・賞与計算)

1

社員情報設定(一人別)

CASH RADAR for SaaS① - [給与計算 > 社員情報設定 (一人別) 株式会社エルモードいわき支店 (平成30年度)]

ファイル(F) 業務(G) 私書箱(P) 個人設定(V) ウィンドウ(W) ヘルプ(H) 野本 太郎さん ログアウト(L)

社員番号 000008 社員氏名 根津 俊輔 フリガナ ネグサス

社員氏名 社員区分 所属部門 勤怠情報/ターン 退職者 含めない

全社員

社員番号 社員名

000001 松戸 真央
000002 金町 信成
000003 亀有 静香
000004 綾瀬 晴香
000005 町屋 知良
000006 日暮 里美
000007 千駄木 遼
000008 根津 俊輔
000009 湯島 茂雄
000010 御茶 水江
000011 大手 町子
000012 二重橋 舞
000013 日比谷 純
000014 霞ヶ関 徹
000051 赤坂 三子
000052 四谷 直治
000054 新宿 拓哉
000055 中野 佐香
000057 高円寺 純
000058 荻窪 かな

本人情報 扶養情報 支給条件 支払基準 社会保障 通勤手当 住民税 振込情報 有給休暇 備考

配偶者情報

配偶者 ☒ あり ☐ なし

配偶者氏名 根津 多鶴子

フリガナ ネグサス

性別 ☐ 男 ☒ 女

配偶者生年月日 昭和 47年08月01日 (1972/08/01)

源泉控除対象配偶者 ☒ 非該当 ☐ 該当

区分

老人 ☒ 非該当 ☐ 該当

障害者 ☒ 非該当 ☐ 一般 ☐ 特別

同居 ☒ 非同居 ☐ 同居

非居住者 ☒ 非該当 ☐ 該当

扶養控除対象人数 1 人 表示順変更

扶養親族名 (フリガナ)	続柄	扶養親族生年月日	扶養	障害者	同居	同居老親等	非居住者
1 根津 拓哉	長男	平成 23年02月01日	非該当	非該当			非該当
2 根津 和也	父	昭和 15年09月01日	老人	非該当		同居老親等	非該当
ネグサス	昭和						

(補足) 配偶者・親族の氏名等がグレーアウトしているのは「マイナンバー」が登録されているためです。

ESC 終了 F1 ヘルプ F2 登録 F3 F4 F5 画面更新 F6 F7 F8 F9 行削除 F10 F11 タブ F12 一覧

社員設定〔扶養情報〕タブ

源泉控除対象配偶者 (旧・控除対象配偶者)

〔該当〕にチェックを入れると、源泉所得税の扶養控除「1人」とカウントされます。

設定内容は年末調整〔源泉徴収簿入力〕と相互連動します。

<H30 年からの仕様変更>

- 該当/非該当のいずれでも〔障害者〕の区分設定が可能となる
配偶者が 70 歳以上の場合、該当/非該当のいずれでも区分〔老人〕が該当になる
※ 従前は〔非該当〕では設定不可、および非該当固定
- その年における本人の給与・賞与額の合計額が「1,120 万円」を超えた場合は〔該当〕へのチェックが不可となる
※ 従前は本人の給与額による制御なし
- 源泉徴収簿における配偶者合計所得が「85 万円」を超えている場合は〔該当〕へのチェックが不可となる
※ 従前は「38 万円超」で制御

(平成 30 年)配偶者控除・配偶者特別控除の改定対応

1. 源泉所得税 (H30 年 1 月以降の給与・賞与計算)

2

(社員設定) H30 年の注意点

給与合計額による判定

H29: 給与・賞与「1,200 万円」

H29: 控除対象配偶者 [該当]



源泉控除対象配偶者 ☐ 非該当 ☒ 該当

H30: [該当]のまま

源泉控除対象配偶者の [該当/非該当] を判定する給与・賞与の合計額は、H30 年に入力される金額が対象であり、前年 (H29 年) の合計額は考慮されません。

H30 年の給与データ入力を始める前に、各社員の源泉控除対象配偶者の設定を本人 (および配偶者) の所得金額をもとに見直し、必要に応じて変更を行ってください。

インポート

H29 年までの社員情報 CSV ファイルは、H30 年以降のデータインポートにそのまま使用する事ができません。

H29 年以前に作成した CSV ファイルを「ひな型」としてインポートに使用する場合は、ファイル中の文字列を修正する必要があります。

- 給与年度が H30 年の状態でエクスポートされた社員情報 CSV ファイルをひな型とする方法でも問題ありません。
- 社員情報以外 (給与データなど) のインポートは従前の CSV ファイルを使用できます。

▶ 社員情報 CSV 修正箇所

1 行目「控除対象配偶者」を『源泉控除対象配偶者』へ修正

MicrosoftExcel で開いた場合【1 行目: BM列】

	BL	BM	BN
1	配偶者生年月日(西暦)	源泉控除対象配偶者	配偶者老人
2	1980年4月1日	該当	非該当
3	1989年5月1日	該当	非該当
4	1969年5月2日	非該当	非該当

(平成 30 年)配偶者控除・配偶者特別控除の改定対応

1. 源泉所得税 (H30 年 1 月以降の給与・賞与計算)

3

給与・賞与データ入力

CASH RADAR for SaaS① - [給与計算・社員別給与データ入力 株式会社エルモードいわき支店 (平成30年度)]

ファイル(F) 業務(G) 私書箱(P) 個人設定(V) ウィンドウ(W) ヘルプ(H) 野本 太郎さん | ログアウト(L)

社員設定 再集計

社員検索 000007 千駄木 遼 月区分 11 回目 支給日 平成30年11月25日

社員リスト 社員番号 000007 社員氏名 千駄木 遼 所属部門 営業

F2 登録時、その年の総支給額に基づいて源泉控除対象配偶者の適用判定 (1,120 万円) が行われます。
判定の結果適用が外れる場合にダイアログが表示されます。

社員別給与データ入力

給与・賞与の合計額が「1,120万円」を超えたため、源泉控除対象配偶者区分を「非該当」に変更します。よろしいですか？

はい(Y) いいえ(N)

※一覧入力の場合は、該当社員を併せて表示

メッセージ入力

ESC 終了 F1 ヘルプ **F2 登録** F4 F5 画面更新 F6 F7 前社員 F8 次社員 F9 削除 F10 F11 F12 移動

登録しました

<判定の対象社員>

配偶者情報において〔源泉控除対象配偶者＝該当〕と設定されている社員

<判定の内容>

1,120 万円を
超えているか

登録する給与の
「課税支給額」



源泉徴収簿の
「総支給額」計

- ◆ 源泉徴収簿の総支給額計とは、前職分を含めた給与・賞与の総計となります。
- ◆ 源泉徴収簿には給与・賞与データ入力の金額が連動しますので、原則、その額は給与・賞与の「課税支給額累計」と同額になります。

1,120 万円を超えた場合

当該社員について〔源泉控除対象配偶者＝非該当〕とするダイアログが表示されます。

このダイアログに対し「はい」を選択すると、〔源泉控除対象配偶者＝非該当〕として F2 登録が完了します。

なお、ダイアログに対し「いいえ」を選択した場合、当該給与・賞与は登録されません。

(平成 30 年)配偶者控除・配偶者特別控除の改定対応

2. 年調年税 (H30 年の年末調整)

1

源泉徴収簿入力[年末調整控除]タブ

CASH RADAR for SaaS - [給与計算・源泉徴収簿入力 株式会社エムロードいわき支店 (平成30年度)]

野本 太郎さん | ログアウト(L)

印刷 ファイル保管 未払給与内書き 摘要入力

社員氏名: 根津 俊輔 社員番号: 000008 所属部門: サボ 役職: 税表区分: 月額甲種 年調未/済: 未 年末調整: ☒ する ☐ しない

社員区分: 所属部門: 退職者: 含める ☒ 全社員

源泉徴収簿 **年末調整控除** 年末調整一覧

本人控除区分

障害区分: ☒ 非該当 ☐ 一般 ☐ 特別

寡婦: ☒ 非該当 ☐ 扶養有 ☐ 扶養無 ☐ 特別

寡夫: ☒ 非該当 ☐ 該当

勤労学生: ☒ 非該当 ☐ 該当

災害者: ☒ 非該当 ☐ 該当

外国人: ☒ 非該当 ☐ 該当

配偶者情報

配偶者: ☒ あり ☐ なし

配偶者氏名: 根津 多鶴子

フリガナ: ネグツコ

配偶者生年月日: 昭和 47年08月01日 (1972年08月01日)

配偶者合計所得: 0 円

源泉控除対象配偶者: ☒ 非該当 ☐ 該当

扶養親族情報 表示順変更

扶養親族名 (フリガナ)	続柄	扶養親族生年月日	区分				
			扶養	障害者	同居	同居老親等	非居住者
1 根津 拓哉 ネグツカ	長男	平成 23年02月01日	非該当	非該当			非該当
2 根津 和也 ネグツカ	父	昭和 15年09月01日	老人	非該当		同居老親等	非該当

ESC 終了 F1 ヘルプ F2 登録 F3 ↓↑ F4 F5 画面更新 F6 行コピー F7 前社員 F8 次社員 F9 行削除 F10 年調 F11 タブ F12 移動

源泉控除対象配偶者 (旧・控除対象配偶者)

設定内容は社員設定の扶養情報と相互連動します。

<H30 年からの仕様変更>

- 非該当の場合も配偶者合計所得が 38 万円以下であれば〔障害者〕の区分設定が可能となる
配偶者が 70 歳以上の場合、該当/非該当のいずれでも区分〔老人〕が該当になる
※ 従前は〔非該当〕では設定不可、および非該当固定
- その年における本人の給与・賞与額の合計額が「1,120 万円」を超えた場合は〔該当〕へのチェックが不可となる
※ 従前は本人の給与額による制御なし
- 配偶者合計所得が「85 万円」を超える場合は〔該当〕へのチェックが不可となる
(「1 円～85 万円」の場合は〔非該当〕チェック不可) ※ 従前は「38 万円超」で制御

(平成 30 年)配偶者控除・配偶者特別控除の改定対応

2. 年調年税 (H30 年の年末調整)

2

源泉控除対象配偶者の制御ダイアログ

源泉徴収簿入力



給与・賞与の合計額が「1,120万円」を超えているため、源泉控除対象配偶者区分を「非該当」に変更します。

OK

源泉控除対象配偶者【該当】の社員の給与・賞与合計額が「1,120万円」を超えた場合。
あるいは「1,120万円」を超えている社員を源泉控除対象配偶者【該当】へ変更しようとした場合。

源泉徴収簿入力



配偶者合計所得が85万円を超えているため、源泉控除対象配偶者区分を「非該当」に変更します。

OK

源泉控除対象配偶者【該当】の社員の配偶者合計所得を「850,001円」以上(=85万円超)とした場合。
あるいは配偶者合計所得が85万円超の社員を源泉控除対象配偶者【該当】へ変更しようとした場合。

源泉徴収簿入力



合計所得が源泉控除対象配偶者に当たらない場合の金額を満たしていません。
(SLR_000192)

OK

源泉控除対象配偶者【非該当】の社員の配偶者合計所得を「1円～850,000円」とした場合。
あるいは配偶者合計所得が「1円～850,000円」の社員を源泉控除対象配偶者【非該当】へ変更しようとした場合。

※ 配偶者合計所得「0円」の場合は【該当】【非該当】どちらの設定も可能

(平成 30 年)配偶者控除・配偶者特別控除の改定対応

2. 年調年税 (H30 年の年末調整)

3

源泉控除対象配偶者の注意

配偶者情報

配偶者 ☒ あり ☐ なし

配偶者氏名

フリガナ

配偶者生年月日
(1972年08月01日)

配偶者合計所得 円

源泉控除対象配偶者 ☒ 非該当 ☐ 該当

＜源泉控除対象配偶者＞とは…

毎月の給与・賞与において扶養控除「1人」と数える配偶者のこと。
年末調整における配偶者控除・配偶者特別控除の適用とは基準が異なる。

配偶者合計所得を「0 円」としている場合の注意点

源泉控除対象配偶者【非該当】で【配偶者合計所得】が「0 円」である場合においても、年末調整では本人の所得金額（1,000 万円以下）に応じて配偶者控除（38 万円 or 26 万円 or 13 万円）が適用されます。

※従前は【非該当】で【配偶者合計所得】を「0 円」としている場合、配偶者控除・配偶者特別控除のいずれも適用されませんでした。

配偶者合計所得 円

源泉控除対象配偶者 ☒ 非該当 ☐ 該当

配偶者に所得がある場合は【非該当】でも「0 円」と省略しない

＜H29 年まで＞

- ・ 配偶者合計所得「0 円」「2,900,000 円」いずれでも年末調整の配偶者控除・配偶者特別控除は「0 円」

＜H30 年から＞

- ・ 配偶者合計所得「0 円」の場合は、年末調整で本人の所得額に応じた『配偶者控除』が算出される
- ・ 配偶者合計所得「2,900,000 円」の場合は、年末調整の配偶者控除・配偶者特別控除は「0 円」

「源泉控除対象配偶者」と「配偶者控除・配偶者特別控除」

	給与・賞与合計額(合計所得金額)	適用可能
毎月の給与・賞与	1,120 万円以下 (900 万円以下)	源泉控除対象配偶者
年末調整	1,220 万円以下 (1,000 万円以下)	配偶者控除・配偶者特別控除

本人の給与・賞与総額「11,200,001 円から 12,200,000 円」
(=合計所得金額「9,000,001 円から 10,000,000 円」)

源泉控除対象配偶者は適用外だが、年末調整の配偶者控除（配偶者特別控除）は適用対象

(平成 30 年)配偶者控除・配偶者特別控除の改定対応

2. 年調年税 (H30 年の年末調整)

4

源泉徴収簿入力[年末調整一覧]タブ

CASH RADAR for SaaS① - [給与計算・源泉徴収簿入力 株式会社エルモードいわき支店 (平成30年度)]

CR ファイル(F) 業務(G) 私書箱(P) 個人設定(V) ウィンドウ(W) ヘルプ(H) 野本 太郎さん | ログアウト(L)

印刷 ファイル保管 扶養控除等内訳 未払給与内書き 摘要入力 住宅借入金等

社員氏名 社員番号 000008 社員氏名 根津 俊輔 税表区分 月額甲欄
社員区分 所属部門 サボ 役職 年末調整 未 年末調整 する しない

源泉徴収簿 年末調整控除 年末調整一覧

退職者 含める 全社員

確定	社員番号	社員名
×	000001	松戸 真央
×	000002	金町 信成
×	000003	亀有 静香
×	000004	綾瀬 晴香
×	000005	町屋 知良
×	000006	日暮 里美
×	000007	千駄木 遼
×	000008	根津 俊輔
	000009	湯島 茂雄
×	000010	御茶 水江
×	000011	大手 町子
×	000012	二重橋 舞
×	000013	日比谷 純
×	000014	霞ヶ関 徹
×	000051	赤坂 三子
×	000052	四谷 貞治
×	000054	新宿 拓哉
×	000055	中野 佐香
×	000057	高円寺 純
×	000058	荻窪 かな

控除情報

一般生命保険料の金額
新保険料(平成24年以降契約) 123,200 円
旧保険料(平成23年以前契約) 0 円

介護医療保険料の金額
(平成24年以降契約) 0 円

個人年金保険料の金額
新保険料(平成24年以降契約) 0 円
旧保険料(平成23年以前契約) 0 円

地震保険料の金額 0 円

旧長期損害保険料の金額 0 円

小規模企業共済等掛金の金額 0 円

年末調整

区分	金額	税額
給与・手当等	4,865,122	124,601
賞与等	0	0
計	4,865,122	124,601
給与所得控除後の給与等の金額	3,951,200	
社会保険料等	28,451	
控除額	申告による社会保険料の控除分	0
申告による小規模企業共済等掛金の控除分	0	
生命保険料の控除額	40,000	
地震保険料の控除額	0	
配偶者(特別)控除額	260,000	
扶養・障害者・基礎控除等の計	960,000	
所得控除額の合計額	1,288,451	
差引課税給与所得金額及び算出所得税額	2,062,000	108,700

従前の配偶者特別控除欄が【配偶者(特別)控除】欄となり、配偶者控除あるいは配偶者特別控除の額が連動されます。

H29 年まで
配偶者特別控除額
配偶者・扶養・基礎控除等の計

H30 年から
配偶者(特別)控除額
扶養・障害者・基礎控除等の計

ESC 終了 F1 ヘルプ F2 登録 F3 ↓↑ F4 F5 画面更新 F6 行コピー F7 前社員 F8 次社員 F9 行削除 F10 年調 F11 タブ F12 移動

レイアウト変更関連メニュー

源泉徴収簿入力

[扶養控除等内訳]サブ画面

CR 扶養控除等内訳サブ

扶養・障害者・基礎控除等

	金額
扶養控除	580,000
障害者控除	0
寡婦(夫)控除	0
勤労学生控除	0
基礎控除	380,000
扶養・障害者・基礎控除等の計	960,000

F1 ヘルプ ESC キャンセル

年末調整一覧

画面・出力帳票

配偶者(特別)控除額

扶養控除
障害者控除
寡婦(夫)控除
勤労学生控除
基礎控除
計

年調通知書印刷

出力帳票

配偶者(特別)控除額

人的控除
扶養控除
障害者控除
本人控除
計

(平成 30 年)配偶者控除・配偶者特別控除の改定対応

3. 各種算出表 (メンテナンス - 給与情報)

改定に伴い PB システム [メンテナンス] - [給与情報] タブ内の所得税に関連する各種算出表が更新されます。

いずれも適用年度/適用年月は「平成 30 年度」/「平成 30 年 1 月」となります。

所得税年末調整

[配偶者控除額等]タブ

CASH RADAR for SaaS① - [メンテナンス > 給与情報 > 所得税年末調整]

ファイル(F) メンテナンス(M) 私書箱(P) 個人設定(V) ウィンドウ(W) ヘルプ(H) 野本 太郎さん | ログアウト(L)

適用年度 平成30年度

給与所得控除後の金額の算出表 各種控除額 **配偶者控除額等** 保険料控除額 年税額算出

配偶者控除額等

	配偶者の合計所得金額		給与所得者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の給与所得者の給与等の収入金額)			【参考】 配偶者の収入が給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額	
	超	以下	900 万円以下 (1,120 万円以下)	900 万円超 950 万円以下 (1,120 万円超 1,170 万円以下)	950 万円超 1,000 万円以下 (1,170 万円超 1,220 万円以下)	超	以下
配偶者控除額	0	380,000	380,000	260,000	130,000	0	1,080,000
配偶者特別控除額	老人控除対象配偶者		480,000	320,000	160,000		
	380,000	850,000	380,000	260,000	130,000	1,080,000	1,500,000
	850,000	900,000	360,000	240,000	120,000	1,500,000	1,550,000
	900,000	950,000	310,000	210,000	110,000	1,550,000	1,600,000
	950,000	1,000,000	260,000	180,000	90,000	1,600,000	1,667,999
	1,000,000	1,050,000	210,000	140,000	70,000	1,667,999	1,751,999
	1,050,000	1,100,000	160,000	110,000	60,000	1,751,999	1,831,999
1,100,000							
1,150,000							
1,200,000							
1,250,000							

従前の「配偶者特別控除」タブが【配偶者控除額等】と名称変更され、「配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額」が適用されます。
また、【各種控除額】タブから配偶者控除額の項目が削除されます。

ESC 終了 F1 ヘルプ F2 F3 F4 F5 F6 F7 F8 F9 F10 F11 タブ F12

その他改定対象メニュー

所得税月額表甲欄

所得税月額表乙欄

所得税賞与テーブル

[所得税月額表甲欄]は配偶者控除にかかる一部文言と適用年月の更新、[所得税月額表乙欄]と[所得税賞与テーブル]は適用年月のみ更新となります。